全国健康保険協会（協会けんぽ）にご加入の皆さまへ（償還払いのご注意）

入院等で医療費が高額になった場合、ご加入の全国健康保険協会（以下、協会けんぽ）から「高額療養費」が支給される場合があります。その場合、これを除いた額がこども医療費助成の対象となります。そのため、**同一月に同一の医療機関（院外処方の薬局分含む）での保険適用分の支払いが、21,000円以上で高額療養費に該当する可能性がある場合**については、協会けんぽへの高額療養費の申請を先に行っていただく必要があります。

まずは、「協会けんぽ」に「高額療養費」を申請

1. 健康保険適用分が21,000円以上で高額療養費に該当する可能性のある医療費を医療機関でお支払いの場合
2. ご加入の協会けんぽに高額療養費を申請（申請方法は協会けんぽホームページを参照）

**同月内に診療を受けた協会けんぽ加入者の家族全員分（21,000円以上（70歳以上は10円以上））の申請が必要**

1. 協会けんぽよりＡ「支給決定通知書」またはＢ「不支給決定通知書」のはがきが到着

Ａ「支給決定通知書」が届いた場合

1. 「支給決定通知書」にある高額療養費が協会けんぽから支給
2. 領収書から高額療養費の金額を除いた額がこども医療費助成の対象（自己負担額除く）
3. 熊本市にこども医療費助成申請書（償還払い）を提出

　※申請に必要な書類は下記参照

Ｂ「不支給決定通知書」が届いた場合

1. 高額療養費の支給はありません
2. 領収書の全額がこども医療費助成の対象（自己負担額を除く）
3. 熊本市にこども医療費助成申請書（償還払い）を提出

　※申請に必要な書類は下記参照

**こども医療費助成申請（償還払い）に必要な書類**

（ア）「こども医療費助成申請書」

　　※申請書は熊本市ホームページからダウンロードできます。

　（イ）受給資格者証（ひまわりカード）（郵送申請の場合は不要）

　（ウ）保険診療分の領収書原本（受付後は返却します）

　（エ）お子様の保険証書（郵送申請の場合はコピー）

　（オ）受給資格者名義の預金通帳またはキャッシュカード（郵送申請の場合はコピー）

　（カ）保険者から発行されている場合は限度額認定証（郵送申請の場合はコピー）

■21,000円以上で高額療養費に該当する領収書がある場合

　（キ）協会けんぽからの「支給（不支給）決定通知書」

　（ク）「合算家族療養費」の場合：協会けんぽへ高額療養費を申請した領収書すべて（家族全員分）

※申請期限は、診療を受けた翌月から1年以内です。ご注意ください。

※領収書はひと月分まとめて、診療月の翌月以降に申請してください。